

日清戦後の徳富蘇峰（I）

和田 守（大東文化大学名誉教授）

TOKUTOMI SOHO after the Sino-Japanese War(I)

Mamoru WADA

はじめに

明治20年代の言論界に自由・平等・平和を基調とした平民主義を掲げて華々しく登場し、雑誌『国民之友』（明治20年2月創刊）と『国民新聞』（同23年2月発刊）を拠点にして確固たる地歩を築いた徳富蘇峰（1863～1957年、文久3～昭和32年）は、日清戦争（1894～95年、明治27～28年）を契機として強硬な膨脹的国家主義の鼓吹者に転じている。すなわち、日清戦争の軍事的優勢が確定的になった1894年12月に刊行した『大日本膨脹論』において「収縮的日本」から「膨脹的日本」への国家目標・国民的課題の一大飛躍を高唱し、そのため滅私奉公の愛国心発揮と間断無き軍備増強を力説して「世界の大競争場」への雄飛を称揚したのである。そこには人民の利害休戚に立脚した立憲政治確立と国際平和を説いて武断的国権拡張主義を厳しく糾弾していた平民主義者蘇峰は消え失せ、強権的な国家主義へと転身した姿が浮かび上がっている。そして日清戦後経営において97年8月に第2次松方内閣の内務省勅任参事官に就任、「変節漢」との激しい非難を浴びるなどその政治的立場も在野から権力の側に転換し体制側言論人としての活動が始まっている。

ところで、こうした180度急旋回の転換も松本三之介「国民的使命感の歴史の変遷」（『近代日本思想史講座』第8巻、筑摩書房、1961年所収、のち松本『近代日本における政治と人間』創文社、1966年に収録）や「徳富蘇峰—時代の流れと言論人」（『朝日ジャーナル』1962年12月、のち朝日ジャーナル編集部編『日本の思想家』第2巻、朝日新聞社、1963年に掲載）が指摘したように日清戦争以前、93年に現行条約励行運動に与した時期から進行していた。とすればその時期からいわゆる「変節」にいたる過程、もう少し射程を延ばせば「帝国主義」論を提唱し始める99年あたりまでの具体的言論活動についての実証的な考察が必要になろう。なかんずく条約励行運動参加時に提唱した「自主的外交」論と「責任内閣」論の展開過程の検証である。この点、筆者はかつて『近代日本と徳富蘇峰』（御茶の水書房、1990年）において論究したが、不十分な点が多々あった。何より資料的に『国民新聞』の読み込みがほとんどなされていなかったのである。本稿は同紙点検の成果を加味しながら改めて考証を進めるものである⁽¹⁾。

注

- (1) 『国民新聞』や『国民之友』掲載の論説・時評等は無署名のものが多い。そのうち蘇峰筆と確認できるものは『国民叢書』シリーズ収載分であるが、内容上から判断して確実と思われるものおよび時々使用された「無名氏」分もある。本稿では論説記者竹越三叉などの執筆と判明するものは除いたが、他の多くの論説や時評は主宰者蘇峰の意とほとんど隔たりがないと判断して利用している。

一 現行条約励行運動への参加

(一) 「自主的外交」と「責任内閣」の提唱

日清戦中に熱唱された「膨脹的日本」の主張が、徳富蘇峰のなかにおいて実践的政治課題として浮上してきたのは1893(明治26)年11月召集の第5帝国議会で重要な争点となった現行条約励行問題への強い関心とその運動への参加を通してであった⁽²⁾。すなわち、内地雑居反対の立場から政府の条約交渉に反対していた内地雑居講究会の安部井盤根、神鞭友常、大井憲太郎、佐々友房、鈴木重遠らが実行団体への組織替えを行い、10月1日に大日本協会を結成して従来の非内地雑居論とならんで不平等な現行条約すらその施行において不当に歪められている事実を厳正なる対処を要求する現行条約励行論を以て政府に迫ったのに呼応して国民協会が同調するとともに、当初批判的だった立憲改進黨も11月4日の党大会で「現行条約励行」の決議を行い大日本協会との連携を打ち出したことによって大きな政治潮流となり、12月19日には大日本協会の安部井らが現行条約励行案を議会上程するや、諸列強を刺激しイギリスとの条約交渉の妨げになるとして政府は10日間の停会を命じ、議会との対立は一気に深まった。さらに停会明けの12月29日陸奥外相の条約励行反対演説後14日間の再停会となり、30日には解散命令が下っている。

こうした対立激化のもとで改進黨、大日本協会、国民協会に同盟倶楽部、政策調査会、同志倶楽部を加えた会派が「六団体交渉会」を開催して結束を強め、いわゆる対外硬六派を形成している。この六派のうち国民協会は前の松方内閣(明治24年5月～25年8月)を擁護していた佐々友房、曾祢荒助、大岡育造、古荘嘉門らが92年6月に立ち上げた国権主義的色彩の強い団体で、会頭には西郷従道、副会頭には山県有朋の腹心品川弥二郎が就任していた。これにたいし同盟倶楽部は同年11月に楠本正隆、河島醇、中村弥六、柴四朗ら自由党および改進黨と歩調を一にしていた独立倶楽部と無所属議員の一部とが相合して結成した団体であった。政務調査会は安部井、神鞭ら有楽組と渡部芳造、岡崎運兵衛ら芝倶楽部が合同して93年11月に結成した会派で大日本協会と重複した組織であった。また同志倶楽部は93年12月に衆議院議長星亨の相馬事件に関する瀆職問責決議にたいし自由党党議に反して同調した長谷場純孝、小林棹雄、坂本理一郎らが脱党して結成した団体であった。他方、自由党は現行条約励行論に反対して政府との提携を深め、ここに政局は初期議会以降の「超然主義」に立つ藩閥政府と「責任内閣」を主張する自由・改進黨を中心とした民党連合という横断的対抗関係から政府・自由党と対外硬六派という縦断的対抗関係へと変化していったのであり、さらに94年1月には貴族院の近衛篤磨、谷干城ら三曜会と懇話会の議員38名が衆議院の条約励行論抑圧に抗議する忠告書を伊藤首相に送りつけるなど硬六派の運動を支援する動きを

見せていた。

蘇峰はこのように条約改正問題が政局の焦点となり勢力配置も横断的対抗関係から縦断的対抗関係へと推移してゆくなかで条約励行運動に加担し硬六派との提携を深めていったのである。それは蘇峰にとって大きな転機となっている。政治的主張としては「民力休養、政費節減」をスローガンとした内政革新優先論から対外強硬論へと主軸が移り、その動きは折からの東学の乱（甲午農民戦争）を機に朝鮮情勢を巡る対清関係が緊張の度を強めるとともに昂進して行くことになった。また自由・改進黨を中心とした「民党連合論」（進歩党合同論）を主張していた政治的立場も国民協会や大日本協会など国権色濃厚なグループとの連携に踏み切った「国民的同盟論」へと転換している。自由党を含めた民党勢力の結集を断念して縦断的対抗関係に踏み切ったことを意味しており、やがて日清戦後の1896年松方・大隈提携による政界再編の動きへと展開して行くことになる。

もちろんこうした転換は一直線に進んだのではなく振幅を伴っており、そのなかで蘇峰なりの筋を通してのことではあった。そこで、以下蘇峰に即してこの転換の様相を検証しておこう。まず大日本協会が首唱した現行条約励行論との関わりでいえば、もともとその主張が非内地雑居論から派生していたので、『国民新聞』は1893年9月28日から10月17日にかけて14回にわたる「非非内地雑居」（圈点、筆者）を連載し、政治上、経済上、智力上、宗教上の恐怖を煽って内地雑居反対ないし尚早とする動きを「一步を外人に譲るの論也、即ち膝を外人に屈するの論也」と難じ、それは「開国の大精神」に悖る「鎖国の精神」に等しいと斥けている。しかし10月5日の「新潮流の影響如何（大日本協会と民党並に政府）」では大日本協会を「保守的新攘夷党」と決めつけ糾弾しているものの、「彼等の唱ふるを聞けば雑居尚早と云ふ声より現行条約励行と云ふの声高し」と認め、「現条約を守るには強硬の手段を以てし、改正談判を進むるには責任殉国の心胆を以てせば天下豈復た此頑冥思想を容るゝ隙あらん」と一定の理解を示し、むしろ現状を放置する政府の「過慢」こそが問題であると指摘しているのである。

そうえ、こうした条約励行論への親近はこの時に始まったのではなく、たとえば『国民之友』183号（明治26年3月3日）から193号（6月13日）まで8回にわたって連載された「条約改正論」において、第4議会（明治25年11月～26年2月）の後半から政治的争点として浮上した条約改正問題は「一国の体面」に関わる重要問題と指摘してその進展に強い関心を寄せており、とくに第7回（191号、5月23日）では現行の不平等条約すら居留外人の内地雑居・内地旅行・不動産取得など多くの点で不当に歪められている事実を挙げ、その取締不徹底な政府の軟弱外交を批判しつつ「現行条約を嚴重に施行して、以て、現行条約が、外人に課すべき不利益不自由を以て、彼等を苦しましむる」措置を敢えて辞さない「強硬政略」の採用を提言、以て「対等条約」への成果を期すべきであると主張している⁽³⁾。したがって現行条約励行論そのものについては同調しうる立場にあったのであり、問題は当初その主張が非内地雑居論の延長線上で提唱されていたこと、またその運動が国権論者たちのイニシアティブのもとで進展することへの警戒心にあったとみなせるのである。そうした警戒心を抱きつつ硬六派のなかでも改進黨や同盟俱樂部、同志俱樂部など民党合同運動の流れを汲むグループのイニシアティブに期待して参加したのであろう。この点では第5議会召集に

先立って『国民之友』201号(9月3日)から206号(11月23日)まで7回にわたって連載した「新日本の政党」の結論といえる第7回「未来の政党」では民党勢力の政権構想として「藩閥の一部と連合するか」、自由党、改進黨、同盟倶楽部の三派が「合同一致」して多数派形成を図るかいずれかであるとしたうえで、三派の「合同一致」を以て藩閥や吏権保守の朋党に対抗して「政治の主権」を掌握すべきであると力説している。依然自由、改進黨、同盟三派による民党連合ないし合同に期待を寄せていたのであるが、自由党が政府との提携を強めるとともにこの政権構想は破綻し、その断念のなかから硬六派への同調が本格化したのであった。とくに自由党脱退者による同志倶楽部の結成を経て改進黨、同盟倶楽部、同志倶楽部三派主導による民党勢力の再編・拡大に政界革新の将来を賭けるにいたったのである。

この点では蘇峰の意を体して深井英五が12月22日から26日の『国民新聞』に「國務大臣の責任」を連載して内閣・國務大臣の議会への政治責任について論じており、その後も翌94年1月26日に「責任内閣の本義」を掲載するなど責任内閣論を展開している。そして4月12日付で先の深井論説を大幅に加筆し平民叢書号外『責任内閣』を刊行、民友社・国民新聞社系政論の旗印として改めてアピールしているのである。同書刊行に寄せた「序」で蘇峰は「立憲政治の中樞は責任内閣にあり、責任内閣の中樞は、輔弼の國務大臣、国民に対して、其の責に任ずるにあり」と断言している。超然主義の元勳内閣たる伊藤内閣にたいする糾弾であったことはいまでもなく、その内閣との提携関係を進めた自由党系への批判でもあったが、問題は自由党を除く民党グループのイニシアティブのもとに、この責任内閣論の趣旨に沿って藩閥や吏権保守勢力を凌駕する立憲的革新を実現しうるかどうかであり、そこに硬六派連合に与して「国民的同盟」論を提唱してゆく蘇峰の実践的意味合いがあったのである。

こうして蘇峰はまず「民党連合軍の中堅」を担うべきとして同盟倶楽部と同志倶楽部との合同を働きかけている。『国民新聞』95年1月3日の「政党の革新(同盟倶楽部と同志倶楽部)」では「彼等にして同心合体、努力猛進せば、民党の大旗は勢ひ彼等に向て、托せざるを得ざる也」と声援し、「政党革新の好機」における重要な役割をかれらに托している。自由党が脱落したあとにおける民党連合の継承発展への期待であったが、この期待は3月1日施行の第3回衆議院総選挙の結果によりさらに高まっている。すなわち選挙結果は概ね硬六派の改進黨48名、同盟倶楽部・同志倶楽部系37名、国民協会26名、大日本協会系9名(政務調査派は国民協会と大日本協会派と重複しているとみなして良いであろう)で、その合計は自由党の119名を凌駕しており、硬六派陣営内では80名を超えていた国民協会・大日本協会系の安部井磐根はじめ落選者が相次ぎ35名へと勢力半減に陥っている。そこで、この硬六派勢力全体の伸張とその陣営内における民党グループの優位化の結果を受けて「責任内閣」の幟色も鮮明となり、蘇峰は積極的に「国民的大同盟」論を展開していくことになった。『国民新聞』3月9日～18日の「当今の大勢」全8回では「国民的大同盟を起すは、実に今日の急務なるを信ず」と断じたうえで、「今や総選挙は国民協会を一洗滌せり。前内閣(松方内閣:筆者)の助力によりて出でたる政治家多くは一洗せられたり。当選せるものは実力、信任、国民随意の選択たり。此時に方つて断固として大同盟の先鋒となり、以て理由なき旧感情を一洗す

るにあらずんば、また何の時をか期せん」と、国民協会系グループの刷新と民党グループの主導する「責任内閣」論への同調結束によって「国民的大同盟」の一翼を担うよう改めて喚起しているのである。

さらにこのような責任内閣実現への「国民的大同盟」論と並行して条約励行論が「自主的外交」論へと旗印を変化させているのも注目すべきことである。すなわち総選挙施行当日の社説「国民的精神の集注」「内治と外交」「第六議会の二問題」において直面する「国民的大問題とは何ぞ」と問いかげ、「内に於て責任内閣。外に於て自主的外交、而して其の中には、条約励行と条約改正とを含蓄す」と、「責任内閣」と「自主的外交」の二大政綱に集注傾倒する「国民的大連合」の結束を呼びかけている。ここでは「自主的外交」が対外硬を表徴するスローガンとして登場しており、以後広く用いられるようになっていったのである。3月28日開催の「非藩閥主義新聞記者大会」の「趣意書」では「条約励行論は自屈退嬰の対外政策を排して条約改正を促がし国民の自主的精神を扶植する最要手段に外ならず。故に旧臘衆議院の運動は排外的運動にあらずして国民の自主的運動なり」と謳われている。大日本協会や国民協会が首唱した条約励行運動に纏わりついていた排外的色彩を払拭するとともに、より積極的には対等条約締結への発展を強調することにあった。また第6議会に臨むにあたって第5議会の解散理由となったような「鎖国攘夷の論」という曲誣を封じる狙いがあったとも思われる。『国民新聞』4月8日の「国民的連合軍の大旗章」では「解散は条約励行論に拠る。条約励行論は、其の侵蝕せられたる当然の権利を恢復し、進んで対等条約に及び、以て自主的外政の確立を先知するもの」と力説するとともに、「而して之を以て鎖国攘夷の論と曲誣し、以て解散を濫行し、以て国民を煩はす」政府の暴挙を糾弾しているが、議会对策上政府・自由党による硬六派攻撃の口実を回避するための配慮もあったのではなからうか。

（二）「国民的大同盟」に向けて

このように「責任内閣」と「自主的外交」が在野勢力の二大政綱として据えられていったのであるが、次ぎにその経緯について蘇峰の動静に注目しながら再確認しておく。まず「民党連合軍の中堅」と期待した同盟倶楽部と同志倶楽部の合同統一は5月3日に成立し「立憲革新党」を結成しているが、その結成に蘇峰は深く関わっていたのである。条約励行運動に参加した蘇峰の現実政治への関与として重要なので、5月8日の『国民新聞』掲載「立憲革新党宣言書」の要点と「綱領」を紹介しておきたい。以下の通りである。

吾党は国運消長の大機を傍観する能はず、敢て自由進歩の主義を執り、立憲的革新の方針に拠り、此に立憲政治の実を挙げ、此に責任内閣の制を扶植し、此に自主的外政の大策を定め、此に国民の猛志を鼓吹し、以て維新の大業を完成し、以て皇室の尊榮を隆ならしめ、以て衆庶の福祉を厚ふし、以て国民の元気を内に充実にし、以て国家の威光を外に発揚せんと欲す

「綱領」に掲げられたのは以下の5項目であった。

- 一 立憲の聖旨を奉じ国民の公議に則り上皇室の尊榮を保全し下人民の権利を伸張す
- 一 政弊を革新し責任内閣の速成を期す

- 一 財政を整理し務めて民業の発達を図る
- 一 外政は自主的方針を執り国威の宣揚を期す
- 一 国防は内外の緩急に応じ其整備を図る

蘇峰が主張した「責任内閣」と「自主的外交」を基軸とした立憲革新党の宣言と綱領であったが、『蘇峰自伝』ではこの立憲革新党との関わりについて全く触れられていない。ところが5月9日の立憲革新党結党大会準備委員には旧同盟倶楽部系の河島醇、中村弥六、柴四朗、鈴木重遠、旧同志倶楽部系の坂本理一郎、東尾平太郎ら20名のなかに阿部充家と栗原武三太の名前が見られる。また栗原は長谷純孝らとともに翌10日に予定された立憲革新党演説会弁士20名のなかに名を連ねている(『国民新聞』明治27年5月8日)。阿部と栗原は蘇峰の腹心として大同団結運動から初期議會会当時「進歩党合同」に向けて活躍した面々であり、いわば民友社・国民新聞社の代表として名を連ねているのであって、蘇峰は直接表面には出なかったとしても積極的に関与したことは間違いない。ちなみに5月12日召集の第6特別議會において議會と国民をないがしろにして秘密裡に進められた政府の条約改正交渉を糾弾して国民的大同盟(硬六派)グループが提出した内閣弾劾上奏案が31日に可決されるや、またしても政府が議會解散を命じた非立憲的強圧手段に対し蘇峰は、「全国四千万の同胞諸君／第六議會に於て、嘗て非理無名の解散をなし、非立憲的の動作をなしたるが為に、不信任の宣告を下されたる藩閥政府は、重ねて衆議院を解散し、全国四千万の同胞をして、更らに奔命に勞せしめんとす」との糾弾で始まる「第六議會に対する立憲革新党の報告書」を起草している⁽⁴⁾。結党以後の運営にも関わっていた証左である。

こうして言論人としての蘇峰は『国民之友』と『国民新聞』の主宰者として、また政治的には立憲革新党を足場としてかれが唱道する「国民的大同盟」結集へと活躍の場を広げていった。前者については「全国新聞雑誌大同盟」結成への取り組みであり、3月28日に開催された非藩閥主義新聞記者会合から具体化している。その「趣旨書」には第一に前議會の解散を失当と認めること、第二に条約の励行を促すこと、第三に条約の急成を期すこと、第四に国民の對外自主の精神を發揮し、第五に此精神に一致する責任内閣の成立を希望すとの5項目が掲げられている。会する者14名、『日本』の陸羯南、三浦篤次郎、『二六新報』の鈴木力、『報知新聞』の尾崎行雄、酒井雄三郎、『中央新聞』の川崎三郎、『読売新聞』の市島謙吉、加来昌之、『毎日新聞』の肥塚竜、『国会』の末広重恭、『新朝野』の川村惇に『国民新聞』の徳富蘇峰、竹越三叉と『国民之友』の栗原武三太であった(『国民新聞』明治27年3月30日)。そしてこのアピールに呼応した76新聞雑誌の代表者176名が参集して5月13日に「全国新聞雑誌大同盟」大会(全国同志新聞雑誌記者懇親会)を開催している。76新聞雑誌とは東京府下の日刊新聞13、同週刊雑誌15、地方日刊新聞では関東5、関西4、東北15、中国6、四国4、九州8、地方及び海外週間雑誌4、その他であった。東北、九州地区が目立つがほぼ全国的な結集だったのであり、かれらは「自主的對外政略の主義を執り責任内閣の完成を期す」との目的を掲げ、その目的達成のため「国民的大同盟の結合協力を期す」と広範な在野勢力の連合強化と円滑な運動展開に向けた世論醸成への取り組みを決議しているのである(同前、明治27年5月21日、6月3日)。

この「国民的同盟の結合協力」への具体的展開は4月22日「上下院合同対外硬派大懇親会」の開催から本格化し、5月8日の「全国同志懇親会」へと発展している。すなわち4月22日の懇親会には「責任内閣」と「自主的外交」の二大政綱をもとに貴族院議員13名、衆議院議員48名はじめ各派院外者ならびに新聞記者を合わせて百名を超える有志が結集し、連帯行動を確認するとともに全国の有志に呼びかけ5月8日に「連合大懇親会」を開催することを決議しているが、蘇峰はその発起人24人のなかに名を連ねており（発起人総代は安部井磐根）、この懇親会には阿部充家も出席している（同前、4月24日）。なお貴族院議員では近衛篤磨、二条基弘、谷干城らも参加しており、この機会にかれらとの交流が始まったのは『蘇峰自伝』の通りである（290頁）。そして5月8日江東中村楼上で開催の「全国同志懇親会」は『国民新聞』の報道「全国同志懇親会の景況（革新軍の声帝都に振ふ）」（5月21日）によると、楼上楼下立錐の余地なき四千余名の参会者で埋め尽くされるほどの盛況で、谷干城の開会の辞に続いて志賀重昂朗読の「本集会の旨趣」を決議、曾我祐準の挨拶により歓を尽くした宴会が繰りひろげられたとのことである。「本集会の旨趣」は下記の通りであった。

本集会は強硬の対外政略を執り責任内閣の完成を期するものとす
本集会は少くとも日本国民の過半数を代表するものと確認す
故に帝国議會をして立法上に此旨義を執らしめざるべからず
故に政府をして行政上に此旨義を執らしめざるべからず

この全国同志懇親会に続いて5月13日に全国新聞雑誌大同盟大会が開催されていることは前記の通りである。そして6月2日に衆議院解散命令が下るや、翌3日には同志新聞記者委員は従来の新聞同盟を継続すること、運動の範囲を拡張すること、既往の運動経過及び将来の方針を天下に宣言することの3点を確認、早速末広重恭、志賀重昂が対外硬主義貴族院議員を、蘇峰と川崎篤次郎は同じく前衆議院議員を訪問して協力を要請し5日には同盟新聞側と各派交渉委員の会合を持ち、国民的同盟に属する各派は今回の選挙においても従前通り「自主的外交」「責任内閣」の主義を取ること、全国的同盟の選挙に関する事項は貴族院硬派議員、各派運動員、同盟新聞の協議を以て決することなどで合意、対外自主派中央選挙本部を設置した。同盟新聞側では志賀を代表者として折衝の掌にあたらせている。次いで6日には全国同志大懇親会を神田錦輝館にて開催して結束を固め、政府との全面对決を盟約しているのである（『国民新聞』6月6日、6月16日）。

ところがロンドンにおいて青木周蔵駐英公使とキンバレー外相との間で進められていた条約交渉は7月16日に日英通商航海条約調印にこぎつけ、内地開放（土地所有権は除外）の代償として領事裁判権撤廃、最惠国約款の相互対等（税権の部分的回復）の実現（施行は5年後）により自主的外交論の焦点であった条約履行論は政治的争点としての意味合いを失った。他方5月下旬から対清間の緊張が一気に高まり、政府は衆議院解散の6月2日に朝鮮出兵を閣議決定、5日には参謀本部内に大本营を設置するや対清開戦への主戦論が沸騰し、対外硬運動の矛先は条約改正問題から日清問題へと転回していった。6月7日には同志新聞雑誌同盟の斡旋で開かれた対外自主々義有志者の会合で「(1) 在朝鮮日本帝国人民を保護すること、(2) 朝鮮独立を保証すること、右の目的を阻碍

するものは何国たるを問はず飽まで其排除に力を致すこと」との「朝鮮事件に関する意見」決議を行うにいたっている(同前、6月9日)。征清論へと主軸が移っていったのであるが、こうした動きを先導するかのごとく『国民新聞』では早くも5月31日に「兵を朝鮮に出すべし」との社説を打ち出している。日清両国の朝鮮派兵にあたっては相互に「行文知照」すべきとした天津条約(明治18年4月締結)に拘泥して遅れをとることなく決然出兵すべしとの強硬論であり、「東洋問題解釈の機已に迫る。而して之を用ゆる能はずんば、是れ我自ら其天職の権を捨てんとするもの也」と檄しているのである。紙面には「国民の覚悟」(6月24日)、「清国恐るゝに足らず」(6月27日)など主戦論を煽り立てる論説が躍り、蘇峰の「好機」なる主張が7月22日に掲載されている(7月15日稿、18日～22日『国民新聞』発行停止)。「好機は得難くして、失ひ易し。今や好機は我に接吻せんとす、握手せんとす。未だ知らず、当局の政治家は、何を以て之を迎へんとする。好機とは何ぞや、言ふ迄もなし、清国と開戦の好機也。別言すれば膨脹的日本が、膨脹的活動をなすの好機也」との煽情的急先鋒を務める即時開戦論であり、この一文は『大日本膨脹論』に収録されている(249頁)。まさに大日本膨脹論鼓吹が始まっているのである。こうして条約改正問題で提起した「自主的外交」論の中味は対清開戦問題を通して「大日本膨脹論」へと急速に旋回していったのであり、その国論帰一に伴い「国民的同盟」論が戦時下朝野あげての「拳国一致」論へと転回して行くのも当然のことであつたろう。

以上、条約励行運動に参加した蘇峰の「自主的外交」論の提唱とその「大日本膨脹」論への意味内容の転回、「民党連合」論から「国民的同盟」論への展開ならびにその「拳国一致」論への帰結について論究してきたが、このような旋回のなかで残された問題として次ぎの二点を指摘しておきたい。第一に「責任内閣」と「自主的外交」の二大政綱による国民的同盟論と平民主義を掲げて論陣を張っていた蘇峰の思想信条との関係である。この点、かれは『国民之友』222号(明治27年4月3日)に「平民的進歩主義と国民的精神」なる論説を發表している。1894年3月1日施行の第3回衆議院総選挙の結果に意を強くして国民的同盟論を積極的に唱道しはじめるころのことであるが、この論説のなかで「内に於て藩閥政府を一変し、国民の代表者たる議会に対して責任を有する国民的政府を建設し、以て責任内閣の実を挙げ、外に対しては、条約励行より一躍して対等条約に及び、延ひて国民的精神を海外に發揮するもの、是れ彼れ等の志也、是れ吾人の志也、是れ日本全国総慧なる国民の志也」と国民精神横溢の状を称えたうえで、「それ国民的精神の眼中には、国民ありて、華族なし、士族なし、平民なし。果して然らば、国民的精神は、平民主義を予想するものにあらずや。それ国民と共に国家を經營す、国民的運動は、即ち平民主義の示現のみ」と弁じている。分離対立していた平民的進歩主義と国民的精神の結合が謳われているのであるが、ここでは当初の「平民」主義が「貴族」的権力構成と開化政策や「士族」的権偏重主義への対抗軸を生み出し、「人民の利害休戚」に立脚した政論を展開した積極的意味が稀薄化し、集团的統一的「国民」観念のなかに吸収包含される結果を招いているのである。決して「平民主義の示現」とは言えない変容であった。それは同じく「国民的精神」に言及した1年前の「国民の元氣と教化の標準」(『国民之友』187号、明治26年4月13日)と比べてみても歴然としている。すなわちここでは、「自

信自主自尊自治の精神及び気風」たる「平民的元氣」こそ「人心の統一」の原点であり「国民精神的烽火台」であると力説して、尊王愛国や忠孝道徳を我が物顔に吹聴し拜外的国家主義を高唱するような風潮は「アルコール」質を以て人民の感情を刺激する「火酒的教化」に等しいと排撃していたのであった。条約励行運動に参加するなかで、明らかに平民主義の独自性は喪失されていったのである。

そして第二に注目すべきは国民的同盟論の現実的進行に関して、ちょうどこの時期蘇峰は立憲改進黨の大隈重信と元老にして薩摩閥の松方正義との提携を画策していたことである。この提携構想について、『蘇峰自伝』では「予は予ねて理想的の大蔵大臣が松方公であれば、理想的外務大臣は大隈侯であり、若し両者の提携さへ成れば、伊藤内閣に取つて代る位は、朝飯前の事であると考へ、何は兎もあれ、此の両者の間の連絡を取る事が急務であると云ふことを認め、頻りに両者の間に往来し始めたのは、多分戦争が未だ始まらない以前からであつたらうと思ふ」（315頁）と言及されているが、恐らく隠密に事を運んでいたのであろう、当時の『国民新聞』や『国民之友』では明示されていない。ところが4年後の1898（明治31）年9月6日の『国民新聞』紙上に人見一郎の「蘇峰兄足下」なる一文が紹介され、そのなかでこの松方・大隈提携構想について地方旅行中であつた人見宛蘇峰書簡が提示されている。1894年3月15日付書簡には「東京も単人の連中大分動立ち申候。松と隈との連鎖も余程都合宜く出来申候」、続いて19日付には「松隈の關係は追々親密の都合に出来可申と存候。此事には不相變骨折致候」、そして21付に次ぐ24日付では「東京の形勢は着々發達致候。松方大隈も愈親密に相成候。△△とても此に加りたるが如し。△△も何時でも讓渡すの有様に御坐候。乍然受取ぬが妙也。一大打撃を加へたる後可然と存申候。就ては今一度解散の覚悟可然と被存候。新聞同盟も完成致候」など、松方・大隈提携による政界再編への画策の状況を物語る書簡である。その書簡を人見が一部人名の伏せ字はあれ公表したのは97年8月第二次松方内閣の内務省勅任参事官就任に対し「藩閥への降伏者」「変節漢」など囂々たる非難を浴びたなかで翌98年9月1日に『国民之友』始め三誌を廃刊して『国民新聞』に吸収せざるをえない事態に陥った蘇峰の名誉挽回のため、つまりこの任官は94年当時からの構想に忠実であつたため「松伯と情死」せざるをえなかつたという歴史的事情について弁じることにあつたが、それにしても国民的同盟論の発展形態として松方と大隈の提携に奔走していたという事実には驚きを禁じえない。蘇峰は同盟倶楽部と同志倶楽部の合同合併に尽力するとともに、改進黨と薩摩閥との連携にも意を注いでいたのである。それは民党連合の拡大として描いていた国民的大同盟の枠を超える構想だったのであり、まさに「平民的進歩主義」と「国民的精神」が合体した政権構想であつた。この意味では横断的対抗關係を名実ともに縦断的対抗關係へ展開して行く政界の趨勢に深く関与していたといえよう。政治的姿勢としては条約励行運動への参加を通して権力的志向を強めていった実態である。蘇峰自身の述懐としては「一方には条約改正の問題が盛んになり、他方には支那との關係が緊張し来るに際して、予の対象は更らに外国に転じて来た。而して日本の国權を恢復するの要は、追従口舌でなくして、寧ろ力であるといふ事を会得した」（『還曆を迎ふる一新聞記者の回顧』『老記者叢話』、昭和5年、314頁）というのが至当であらう。条約励行運動への参加は「膨脹的日本」

への覚醒に伴い「力」への信奉をもたらしたのである。

注

- (2) 蘇峰の現行条約励行運動への参加については酒田正敏『近代日本における対外硬運動の研究』(東京大学出版会、1978年)、とくに第一章「日清戦前の対外硬運動」、梶田明宏「明治二十七対外硬運動と徳富蘇峰」(『日本歴史』1983年9月)など参照。
- (3) 海野福寿の集英社版『日本の歴史⑧日清・日露戦争』(1992年)において、この論説が条約励行論の魁として国民協会や大日本協会などの現行条約励行運動を先導する役割を果たしたと評している(51頁)。
- (4) 徳富蘇峰記念塩崎財団編『民友社思想文学叢書別巻 民友社関係資料集』(三一書房、1985年)に蘇峰手稿「立憲革新党大論文」とのタイトルでこの「報告書」が収録されており(426～432頁)、蘇峰筆であることを確認できる。

二 国家的膨脹論の高唱

(一) 日清戦時下大日本膨脹論の熱唱と三国干渉の衝撃

「膨脹的日本が、膨脹的活動をなすの好機也」と対清開戦を鼓吹した蘇峰は、1894(明治27)年8月1日の開戦から翌95年4月17日の日清講和条約締結に至るまで、大日本膨脹論の立場から対清戦の意義と正当性を熱唱し強硬な主戦論を以て国論喚起に打ち込んでいる。戦時下1894(明治27)年12月刊の『大日本膨脹論』(『明治文学全集34 徳富蘇峰集』筑摩書房、1974年)によれば、「之を己に取りては、日本国の開放解脱の爲め。之を他に取りては、世界に於ける頑冥主義に一大打撃を与へ、文明の恩光を、野蛮の社会に注射せしめんが爲め」(255頁)と。一方で「文明の案内者」「人道の拡張者」「光明の使者」として、宗主権を楯に朝鮮を属邦視し清鮮宗属關係破棄(朝鮮の独立)などの要求を聞き入れないような頑冥固陋な「清国を教化」するものと開戦の大義名分・正当性を力説した。この大義名分は対戦相手たる清国に対してのものであっただけでなく、西洋文明諸国に向かっても承認と支持を求めたものであったことはいまでもない。「吾人は大義を四海に布かんが爲めに、血を流しつゝあり」(同頁)と強調しているのも、この意味でのことであった。他方、大義を四海に布くと宣稱した文明・人道的立場とならんで「日本国の開放解脱の爲め」と自国の国家的要請そのものを包み隠さず赤裸々に表明していることに注目せざるをえない。「日本国の開放解脱」とは何か。それは「三百年来収縮的日本が、一大飛躍して膨脹的日本となるの機、この一刹那にあらずして何ぞ」(同頁)と弁じているごとく、「収縮的日本」から「膨脹的日本」への国家目標・国民的課題の一大飛躍を意味していた。すなわち、「開国進取」を宣明した明治維新が幕藩体制下の地域的割拠主義と身分的階層性から国家的国民的統一に向けての第一の飛躍であったとすれば、日清戦争は廃藩置県や大日本憲法発布、国会開設などを経て達成した国家的国民的統一の成果を承けて「世界に雄飛す可き」(269頁)第二の飛躍であった。「国民的生活」から「世界的生活」への飛躍とも揚言されている。「国民的精神を土台として、世界的経営に入るを謂ふ」(270頁)と。とくにこの世界的経営への参画という主張は11月21日に遼東半島の要衝旅順口を占領して戦況の帰趨を決定づけたところから強調されるようになっていく。11月27日から12月1日にかけて『国民新聞』に掲げた「戦勝余言」によると旅順口占領は「永遠に於ける、東洋平和の担保」として北

に対する拠点構築を可能としたが、さらに「北方に鋭進すると同時に、南方の経営を閑却す可らず」と、香港から安南、ボルネオ、フィリピンにいたる「南太平洋の関門」たる台湾占領によって「北は露を控へ、南は英と対し、此に始めて東洋の覇権を揮ふ可きのみ。覇権我に在り、是れ和戦の権我に在る也、是れ平和担保の権、我に在る也」（257～258頁）と力説して、国内における早期講和論や西洋列強の講和干渉の動きを斥けて徹底勝利を鼓舞している。まさに対清戦争勝利は「東洋に於て国民的膨脹の根拠を作る」ことであるとともに、世界に向かっては「膨脹的日本の本色を發揮」して「他の膨脹的各国民と対等の地位を占め、世界の大競場に於て、角逐する」（250頁）ための第一歩と宣揚されていたのである。

こうして国民新聞社は阿部充家、久保田米僊、菊池謙讓、松原岩五郎、古谷久綱、国木田独歩らの従軍記者および梅田又次郎ら特別通信を委託した社外通信員の通計30名近くを戦地に派遣して大々的な戦況報道を展開、蘇峰自身は9月15日大本營が進出した広島の大手町福井旅館を前線の臨時支局（「乱暴本部」）として陣頭指揮を執るとともに、川上操六参謀次長はじめ昵懇になった陸海軍要人から得た重要な最新情報を駆使して国民の戦意高揚と国論の統一に力めた。「自己の利害」を擲って「国家の前には、総てを忘る」といった愛国心、「個人的性格をば、公民的生活の為に犠牲」とする殉国心の發揮であり、議会においても「区々たる党派根性」を打ち捨て政府に協力する官民一体の挙国体制確立の訴えであった（265～266頁）。10月15日召集の第7臨時議会では「当今の急務は挙国一致官民和協以て征清の大目的を達するに在り」と建議して政府提出の臨時軍事費特別会計法案（臨時軍事費予算1億5千万円、軍事公債1億円）を満場一致可決しているが、蘇峰はこれぞ殉国精神による国論統一の証と称えたのであった。9月1日施行の第4回衆議院総選挙結果は『国民之友』135号（明治27年9月13日）によると「対外自屈派」の115人（自由党106、無所属軟派9）に対して、蘇峰が同一歩調をとっていた「対外自主派」は164人（改進黨49、革新党45、国民協会29、帝国財政倶楽部4、中国進歩党4、国権派2、無所属硬派31、なお10月に入るとこの無所属硬派のうち大竹寛一ら25人が大手倶楽部を結成している）を占めて優勢となったが、とくにこの対外自主派の政府追及を控えた官民和協態勢確立への決断を高く評価したのである。そのうえ戦時下のみならず戦後においても国家的膨脹の継続発展に向けて更なる軍事力の整備拡張を勧説している。多額の臨時軍事費と軍事公債募集が議会で承認されてほどなく「経世の二大動機」（『国民新聞』明治27年11月10日）において、かれは「吾人をして軍備拡張に反対するものと誤認する勿れ。吾人は再言す、戦勝後の軍備は、固より戦勝前より加へざるを得ず。明白に謂へば、吾人は国家の生存の必要よりして、日本が新たに占領したる地位を維持し、且拡張するの必要よりして、是非共、軍備拡張の禁ず可らざるを信ず」（『大日本膨脹論』272頁）と。国家の飽くなき対外的膨脹と間断なき軍備増強の主張、ここにはかつて出世作『将来之日本』（明治19年）で「ソレ如何ニ国権ヲ拡張シ。外国ヲ侵掠シタリトテ一己人民ノ権利ヲバ蹂躪シ去ラバ国家ノ目的焉クニアル」（『徳富蘇峰集』108頁）と武断的国権拡張論を手厳しく弾劾した平民主義者蘇峰の姿は完全に消え失せている。初期議会で「民力休養、政費節減」を主張して軍事費抑制の論陣を張り民党勢力を叱咤激励した姿勢も逆転している。敢えて「吾人をして軍備拡張に反対するものと誤認する勿れ」

と断っているのは、かつての立場とは逆転している姿勢の自己弁護を意識してのことであったといえよう。一個人の自由と権利の尊重に立脚する政論として光彩を放っていた平民主義は日清戦争を通して完全に国家的膨脹主義へと転換しているのであるが、この国家的膨脹主義の日清戦後における展開を検証する前に日清講和条約への露・独・仏三国干渉による遼東還附の衝撃について触れておく。

すなわち、後年『時務一家言』(大正2年)で蘇峰は三国干渉・遼東還附の衝撃について「二十七八年役は、書籍によりて学びたる予をして、初めて事実によりて学ばしめたり。予が実際と接触したるは、必ずしも此役に始まると言はず、されど其の磨滅すべからざる、深甚痛刻なる感化は、実に此役に於て与へられたりき。別言すれば此役の感化は、スペンサー、コブデン、ブライト等の感化を超越し去れり。そは云ふ迄もなく、遼東還附の一事也」(『徳富蘇峰集』277頁)と述懐している。ここでスペンサー、コブデン、ブライトらの「感化を超越し去れり」としているのは「道理は最大有力者にして、道理の向ふ所、天下に敵なきを教へられ」、その感化のもとで叙述した『将来之日本』において「平和世界」への展望を描いて平民主義を唱道していた蘇峰にとって遼東還附の一事は「道理が不道理に、見事に打負けたる実物教育」以外の何物でもなかったからである。「力の福音への帰依」である。『蘇峰自伝』では「此の遼東還附が、予の殆ど一生に於ける運命を支配したと云つても差支へあるまい。此事を聞いて以来、予は精神的に殆ど別人となつた。而してこれと云ふも畢竟すれば、力が足らぬ故である。力が足らなければ、如何なる正義公道も、半文の価値も無いと確信するに至つた」(310頁)と表白している深甚痛刻な衝撃の様相についてのことであるが、この「道理の支配」から「力の福音」へという告白について、松本三之介は「国民的使命観の歴史の変遷」のなかで外からの力の衝撃にもとづく蘇峰の「信条体系の転換—「道理の支配」から「力の福音」へ—」ととらえられるべきではなく、むしろ内なる力の覚醒にもとづく「国家的膨脹の理念化」—「平民的」国家観から「膨脹的」国家観へ—として理解すべきであろうと指摘している(『近代日本の政治と人間』220頁)。確かに平民主義から膨脹的国家主義への思想転換は条約履行運動への参加を機に進行しており、日清戦争中の『大日本膨脹論』において決定的になっていた。むしろ注目すべきは松本論文で指摘されているように三国干渉・遼東還附を「力の福音の洗礼」と受け止め、その「力の福音に帰依」することによって国家的膨脹の正当性根拠を示しその理念化に援用していることであろう。外からの衝撃と内なる覚醒相俟つての膨脹的国家像の理念化である。

そこで、こうした三国干渉・遼東還附の衝撃の実相を当時の『国民新聞』や『国民之友』の紙誌面において考証しておきたいのであるが、後年の述懐のような直截かつ端的な言辞は見られない。とはいえ深甚痛刻な衝撃や国際平和といえども「権力平衡の間の休止」として保たれているに過ぎないような「外国交際の裸体的真理」を「警醒の鞭」と受け止め、それを「天の教訓」とすべしと弁説しているなど膨脹的国家主義の正当性根拠とし、強硬なる帝国主義論鼓吹への跳躍台になっている様相は了知することができる。しかもこの考証にあたっては、日清戦争前後対外強硬論を以て政府の軟弱外交糾弾の急先鋒にあった両紙誌がしばしば発行停止処分の際に遭っていた事情を考慮せざるをえないであろう。因みに1895年における発行停止処分は『国民之友』が1月24日から2

月末日まで、4月13日から6月12日までで、日清両国全権の会議が開始された2月と遼東還附の詔書が出された5月は全くの空白であった。また『国民新聞』の場合は3月17日から24日まで、4月15日から18日まで、5月17日から28日まで、9月7日から15日までの4回に及び、日清講和条約調印日ならびに遼東還附直後は発行停止中であつた⁽⁵⁾。こうした政府の高圧のもとで、とくに三国干渉そのものへの論評には配慮せざるをえなかつたのであろう。

そうしたなかで5月15日と17日の『国民新聞』に「死児の年齢を数へしめよ」と題する論説が掲載されている。遼東還附への憤激は抑制しつつ三国干渉に屈従した政府の弱腰を揶揄するかのとき婉曲な表現を表題とした論説であるが、要点は次のとおりである。

唯吾人は東洋平和の為に同胞の血を以てあがなひ得たる此新領地をも、甘じて之を棄つべき義務を有すると共に、吾人は亦此還附したる新領地に関する記憶を千万年に保存すべき^(主事)権理を有す。而して此の権理は上帝が人の記憶を奪ふにあらざるよりは、天地を窮めて之を伝ふとも決して何人にも妨げらるゝ所なきものたり。今の日本人は其思ひ切りよからんよりは、寧ろ執念きに如かず。我四千万の同胞は之を汝が児に告げよ、之を汝が孫に告げよ。露人が露土戦争の結果を記憶する如くに、之を千歳万歳に記憶せよ。

遼東還附の屈辱を自らのみならず我が子、孫の代まで、千歳万歳にいたるまで記憶せよと痛恨の思いを込めているのであるが、蘇峰がその詔書を耳にしたのは総督府が進出していた旅順口においてであつた。その前4月17日の日清講和条約締結の報については総督府が旅順口に向かう御用船威海丸航海中のことで、乗船していた蘇峰は艦内欣喜雀躍たる様子的一端を「威海丸艦上の宴会」（『国民新聞』明治28年5月2日）において次ぎのように伝えている。4月21日に威海丸艦上では外国公使館付武官や新聞通信員らも招いて戦勝祝賀の宴が開かれ、「列席者一同我が 天皇陛下、露国皇帝陛下、英国女皇陛下、米国大統領、仏国大統領の万歳を祝呼し、我国及露、英、米、仏の国歌を謡ひ」、歓を尽くして散会したとのことであつた。ここでは三国干渉の予兆すら垣間見ることにはできない。そこで4月25日から營口、海城、蓋平等占領地視察旅行にでかけ、5月7日に旅順に戻ってから遼東還附の報を突然知らされて憤然、しかし「万事休す」と帰国を急ぎながら「死児の年齢を数へしめよ」と檄したのである。自身はその無念さ、悔しさから「一度は日本の領土となつた記念」に旅順口の波打ち際から小石や砂利の一握りをハンカチに包み持ち帰つたとのことである（『蘇峰自伝』310頁）⁽⁶⁾。そしてこのような憤激ぶりはその後も「現今国民の心情は、鳶より獲物を奪はれたる鳥に似たり」とか「切言すれば国民は其の自尊心を傷けられたり、戦争によりて一夜の中に巨人となりし国民は、平和談判の為に、一夜の侏儒となれり」（「日本国民の活題目」『国民之友』263号、明治28年9月23日）などと語られているのであるが、そこで注目すべきは露、独、仏、なかんずくその主導国ロシアだけではなく、当初から力の論理が支配する冷厳な国際社会の現実に目を向けるよう諫言していることである。先の「死児の年齢を数へしめよ」においても「國際の平和は権力平衡の間の休止也、已に権力平衡の間の休止也、故に一国の大且強を添るは列国の悉く之を好まざる所以也」と指摘し、敢えて1877～78年の露土戦争での戦勝国ロシアがその南下政策に危機感を抱いたイギリスの干渉によるベルリン会議の結果バルカン半島への進出断念に追い

込まれた事例を引き合いに出し、このような「戦に勝て外交に敗れたる」ところの「歴史的殷鑑」から学ばざるをえないと戒めている。三国干渉の主導国ロシアも屈辱の歴史を持っている。その時はイギリスの干渉によってであった。要は権力平衡関係によって保たれている国際秩序のもとで優位なる地位を占めるためには兵備の充実こそが肝要であり、その裏付けを以て列国交渉の外交関係を構築することが課題であった。まことに「況や権力の平衡にして一たび失せば之に乗ぜんと欲するもの独り露国のみ止らざるや。平和の担保は唯兵備の充実にあるのみ、一日の兵備を怠るは一日の平和を危くする所以なるを知らずや。此くの如きは本是れ極めて見易きの理也」(「膨脹的国民と縮小的国是」『国民之友』265号、明治28年10月12日)という現実には他ならなかった。そしてこの現実にはロシアの外交政策のみならず普く国際社会全体を貫く覇権競争の姿、すでに『大日本膨脹論』で指摘していたように「世界の大競場に於て、角逐する」列強間に共通する指針であり、その意味で蘇峰にとって「理」ともいえる「事実」だったのである⁽⁷⁾。

この論説の主題は「膨脹的国是」の再確認であり、そのため日清戦後にも更なる軍備増強を要求することであったが、裏返していえば「国民的膨脹」の至当性が冷厳なる現実によって弁証されていることに注目すべきであろう。翻って確認してみると『大日本膨脹論』では「日本国民の膨脹性」として「我邦建国以来の国是たり」という原初的理念や極めて高い人口増殖力と酷寒猛暑をも厭わずいかなる気候をも征服しうる柔韌にして強剛なる適応力など本来的に備わった民族的特性を強調していたが(246～249頁)、こうした内なる歴史的理念性や民族的特性に加えてここでは外的な国際的現実からの教訓に應えるべき理念として弁証されるようになっていたのである。「力の福音」へ帰依に至ったと述懐する里程標だったのであるともいえよう。この点、三国干渉に続いてロシア公使が翌95年2月11日に朝鮮国王と世子を露国公使館に移す(露館幡遷)という実力行使によって再度「一大汚辱」を嘗めさせられた際、2月22日の『国民之友』284号に「毒か薬か」と意味深な論説が掲げられている。

吾人は遼東還附の汚辱に因りて、深き教訓を学びたり。而して天は猶吾人を追求し、更に朝鮮半島に於て、大なる警醒の鞭を吾人に与へたり。(中略)世界の強国に擲擻せられて列国外交の真相を学びたり。久しく世界の風浪以外に隔絶したる吾人も今や手を世界の實在に触れたり。世界に於ける日本の位地、日本に於ける世界の位地を学びたり。列国に多謝す、爾が外国交際の裸体的真理を鉄よりも堅く氷よりも冷かなる事実に於て吾人に教へたることを。従来教訓を聴くに鈍ならざる吾人は必らず列国の厚意に報ずるの日あるべき也。

蘇峰はここで遼東還附と露館幡移の汚辱の経験よって「山よりも重き世界の實在」に触れさせられた教訓のなかから外国交際の生々しい「真相」と「真理」を感得しえた「大なる警醒の鞭」に感謝し、「天は其教訓に向つて警醒の眼を開く者のために悪を化して善とす。一たびにして悟らざれば之を再にし、再にして聴かずんば之れを三たびにす。天の吾人に錫^(たま)ふ、何ぞ夫れ篤きや。今にして国民の精鋭を挙げて国事に委くし、先づ大に内政を改革し、而して列国に莅^(のぞ)まば、是れ毒薬変じて薬となる也」と、「警醒の眼を開く」憂国の士に決起を促しこの一文を結んでいるのである。

（二）松隈提携による「国民的政府」樹立構想

このように日清戦時下に蘇峰が熱唱した大日本膨脹論は新たに「天の警醒」「天の教訓」として正当性が付与され国家的膨脹主義が戦後言論活動の旗幟となったが、現実的政綱として掲げられていた「自主的外交」と「責任内閣」の二本柱はそのまま継承されている。もちろんその具体的内容には状況変化に伴い条約履行論から三国干渉に屈した政府外交の責任追及と積極的朝鮮扶掖策などの対外強硬論に進展し、その後ろ盾となる大胆な軍備拡張論が前面に出ている。また責任内閣論も在野政党合同論をベースに松方・大隈提携による「国民的政府」樹立構想として現実味を帯びて推称されているのであるが、ここでは後者に焦点を合わせてその様相を考察したい。1897年8月に第2次松方内閣の内務省勅任参事官就任にいたる、いわゆる「変節」問題に関わる権力志向性の検証である。

すなわち、条約履行運動以来の対外硬派は1895（明治28）年6月15日に国民協会系が不参加ではあったが「政友有志会」の会合を持ち遼東還附の政府責任追及、朝鮮における日本の地位維持、軍備拡張などを決議し、内務大臣からの解散命令が下るや6月29日に「同志会」と名称変更して再組織、結束を強めて臨時議会開催要求を突きつけている。蘇峰は「問責派」とも呼ばれたこの対外硬派を支援し、『国民新聞』と『国民之友』は政府問責はじめ急先鋒の論陣を張ったのである。ことに、日清戦後漸く12月25日に召集された第9通常議会（12月28日開会、翌年3月28日閉会）の冒頭に対外硬派が遼東還附および朝鮮政策に関する内閣弾劾上奏案を提出するや大々的な政府追及キャンペーンを展開、政局の転換を期している。

『国民之友』276号（明治28年12月28日）時事欄の「責任論の運命」によると政府に与する「非責任派」は130人（自由党106、諸派12、先天的吏党12）に対して政府追及の「責任派」は131人（改進黨53、革新党40、大手倶楽部22、中国進歩党5、財政革新倶楽部4、独立7）と勢力拮抗状況であったが、キャスティングボードを握った32人の国民協会が政府の抱え込みで反対にまわり上奏案は96年1月9日に否決されたことに蘇峰は憤慨、『国民之友』279号（明治29年1月18日）には「似て非なる立憲政府」なる論説を掲げ「国民」という政治的観念の欠落、したがって国民への「責任」によって進退を決する「立憲的徳操」の欠如を厳しく追及している。しかしその事態はかえって民党大合同の動きを加速させ、3月1日には立憲改進黨、立憲革新党、中国進歩党、帝国財政革新会、および大手倶楽部は解散のうえ合同して所属議員99人を擁する進歩党結成へと進展、政務改革・責任内閣完成、外交刷新・国権拡張、財政整理・民業発達の三大政綱を以て政府に迫り自由党に対峙するにいたっているのである。

この民党大合同による政府追及と戦後経営策の早期確立要求については蘇峰も積極的な関わりを持っている。進歩党結成の魁となった前年6月15日の政友有志会結成について、『国民新聞』は「大政党組織の機致れり」（6月23日）とか「政党大合同の好機会」（6月27日）と歓迎しているが、第9議会を前にして95年11月22日に自由党が伊藤内閣との提携宣言書を発表するや「現内閣への無条件降伏」と糾弾して断固たる対決姿勢を打ち出し（『国民新聞』明治28年11月26日）、翌96年1月に入ると「在野党合同の問題」（『国民之友』280号、明治29年1月25日）や「旗幟鮮明」

(同前 283号、2月15日)など新政党結成に向けた積極的提言を発表している。前者では合同の「精神」「方法」「区域」について論及、第1に合同は単なる連合にはあらず、在野各政党が解党したうえ新たに大政党を組織する大合同であり、その結束にあたっては「公共の徳」たる「寛容の精神」が求められるとし、第2に合同は一時的利害によってではなく「不朽の政綱」にもとづく永続的品格を持ち、第3に合同の区域を広げるべく中央政界の「議員合同」にとどまらず「地方支部」に及ぶ「全国有志」の大合同を目指すべきであると指摘しているのである。そして「不朽の政綱」の中味、すなわち「国民的政綱」として掲げたのは「第1、責任内閣 第2自主的外交」であり、後者の「旗幟鮮明」ではそれは「大日本国民主義」の政綱を貫くものとも規定され、次のように説明されている。

大日本国民主義とは何ぞや。世界に於ける日本国民の独立を弘廓し其天職を敬重する所以にして、勿論膨脹国民の精神を意味す。所謂大義を世界に布くもの也。而して必ずしも国境の拡張をのみ企図するものにあらず。乃ち内に向ては内治を完成して、民権民利の増進を企図する也。責任内閣の主張せらるゝは之が為めのみ。外に向ては外政を円満にして、国権国利の宣揚を企画する也。自主外交の主張せらるゝは之が為めのみ。唯民権民利の増進を企図す。故に富国を以て其国是とす、否富国民を以て其国是とす。唯国権国利の宣揚を規画す。故に亦た強兵を以て其国是とす。而して其国権国利の宣揚を規画するは即ち亦民権民利の増進を期図する所以なる也。民権と国権とを両立せしむるのみならず、民権の上に国権を立たしめ民利の上に国利を立たしめざるべからず。

何ということはない。国家的膨脹主義者蘇峰にとって維新以来の国是たる「富国強兵」の再確認であり、さすがに日清戦時下のような滅私奉公が揚言されているわけではなく民権民利の増進が謳われてはいるが、それは国権国利に包摂されている。明らかに国権国利優位のもとで在野からその完遂に協力すべき新政党の形成を企図していたのである。しかも在野政党はこの政綱を以て「責任内閣」の形成、「国民的政府」の樹立に邁進すべきと力説している。「今の在野党は責任内閣自主外交を旗幟とし以て藩閥政府に当り、大日本国民を主義とし以て第二維新を政綱せんとす。而して時運は方に消極時代が積極時代に移るべき過渡にあらずや」と結んでいるのは、このような在野政党大合同を跳躍台として伊藤内閣と自由党提携内閣に代わる新政権構想を期してのことであった。

その新政権構想は条約履行運動のなかで芽生えていたことは先述のとおりであるが、現実味を帯びてきたのは1895年8月27日松方正義蔵相が戦後経営方針の早期策定と財源確保および臨時議會開催問題を巡って伊藤首相らと閣内意見不一致で辞職してからのことであった⁽⁸⁾。蘇峰は松方の戦後財政整理の経綸に示された識見を高く評価し(「薩州人士」『国民之友』264号、明治28年10月5日)、大隈についても「世界的経世の眼孔」を有しイギリス外交をリードしたパーマストンに庶幾すべき外交手腕も明らかであると期待のほどを表明している(「外交家としての大隈伯」同前267号、明治28年10月26日)。そのうえで『国民之友』270号(明治28年11月16日)では伊藤内閣の継嗣内閣のあり方に言及、第1に松方首相兼蔵相・大隈外相の連立内閣、第2に山県首相・

松方蔵相・大隈外相の連立内閣、第3に山県首相のもと曾根・品川一派の要所配置の三つをあげ、その帰趨は「政界の楽屋の事」と断っているが、翌年9月には第1案の第2次松方内閣（松隈内閣）が誕生していることから見ても、それなりに蘇峰は在野民党合同による進歩党結成とならんで松方ならびに日清戦争中に親交を深めた陸軍の高島鞆之介や海軍の西郷従道、樺山資経ら「武断派」の一部をふくむ薩派勢力とも接触し、この政権構想に向けた働きかけをおこなっていたのである。

そしてこうした進歩党と薩摩閥との提携による政権構想の意義を「伊藤内閣に代るべき内閣」（『国民之友』282号、明治29年2月8日）では次ぎのように弁述している。すなわち、「大日本主義を把持する元老にして進で在野の大日本党即ち大合同派と合し、在野の士を併せて新に内閣を組織」するもので、この「同一主義の内閣」たる「責任内閣」に投ずることこそ「元老掉尾の快事業にして、即ち其政治生命を新にするものにあらずや」と説き、民間党の方面から見れば元老や貴族院議員のなかで大日本主義に同調する勢力を取り込み「政党中の一員」として迎えることによって「責任内閣の完成」を期し、かくして「国民の大合同」のうちに樹立される「国民的政府」の展望を語っているのであった。実践的には進歩党と薩派提携による縦断的対決関係創出の目論見であったが、このような「国民的政府」構想は本来の「責任内閣」論から逸脱し藩閥官僚勢力への対決姿勢の稀薄化もたらしているのは否めない事実であろう。そして政界再編に腐心するなかで言論人としての蘇峰の立ち位置にも微妙な変化が生じていることにも注目せざるをえない。現実政治の世界に直接深く関与することになったのである。1895年12月28日の第9議会開会冒頭、「責任派」が政府弾劾上奏案を提出した日付で蘇峰は塚越停春宛に「時ト与ニ吾人ハ実践世界ニ接近せざる可ラズ。筆ヲ用ユル場合ニハ筆、舌ヲ用ユル場合ニハ舌、手ヲ用ユル場合ニハ手たらざる可らず」（和田守・有山輝雄編『民友社思想文学叢書第1巻 徳富蘇峰民友社関係資料集』三一書房、109頁）との書簡を送っているのである。進歩党系と薩摩派提携への画策であろうが、2年前の93年1月12日付宮島真之宛書簡では山田武甫死去の後を承けて衆議院選立候補の内々の意向打診を断り、モーレーの言を引きつゝ、「一の新聞は七十五人の議員ニ値ス」（同前、108頁）と豪語していたごとく、新聞独自の役割とそれ故に有する政治的影響力の大きさを自負していたのであり、こうした直接政治の世界から自立した言論人としての姿勢の変化を見逃すことはできない。もっとも5月20日出港予定で欧米巡遊旅行に出かける1ヵ月前に副社長格で留守中の責任者を務める人見一太郎に宛てた書簡では「進歩党には尤も温情を以て接す可し。其の遊説等には社員を同伴せしむる最も妙也。乍併可相成は進歩党名士と個人的親交を結ぶ可し。党派的关系を生ずる勿れ」（同前、110頁）と忠言している。進歩党との組織的關係は避け、政党機関新聞化を戒める指示である。この点では第2次松方内閣の勅任参事官に就任してからの政府と国民新聞の緊密な関係とは未だ異なると言えよう。それにしても、やはり蘇峰は松方・大隈提携による新政権構想に深く関わりすぎたのではあるまいか。9月18日の第2次松方内閣成立の速報に接したのは欧米巡遊中（明治29年5月～30年6月）のベルリンにおいてであったが、11月上旬ウィーンにてその政綱と人事の詳細を受け取るや不満を募らせつゝも阿部充家・栗原武三太宛書簡で「悪口はスルモノノ松隈内閣は吾等が製造したるものナレバ、我等その保育ノ責任ニ当ラザル可ラズ。我が子ナレバ片目でも跛でも猪口でも殺ろ

す訳ニは行き不申。片柄ニあれ何にアレ養育の義務は其ノ出産者にアリと存申候」と伝えている(『民友社関係資料集』327頁)。この「保育の責任」と「養育の義務」をどのように果たそうとしたのか、その考究を継続した課題としたい。

注

- (5) 『民友社関係資料集』の「解題」515～516頁参照。
- (6) 因みに『国民之友』257号(明治28年7月23日)の「藻塩草」欄に宮崎湖処子の「旅順口の礫」なる「蕪辞」が掲載されている。社中面々の悲憤の想い共有である。
是れ蘇峰先生の彼岸より舶載せし所、余にも其一握を頒たれければ、蕪辞を属して恩を記す。
君が賚ひしこのさゝれ、／旅順のものと同からに、／渤海湾の濤の音、／これにこもれる心地して。
我が軍隊のながしたる、血の報はこれのみと、／思へば貴ときこのさゝれ、／思へば貴ときこのさゝれ。
- (7) ヨーロッパにおけるこうした権力平衡の合従連衡策の現実に強い関心を傾け独逸伊三国同盟と露仏同盟ならびに英国の縦断政策など錯綜した外交関係の報道に力を入れ、『国民新聞』も政治・文学欄と並んで実業・外交欄充実を指針とするようになっている(「将来に於ける国民新聞の位地」『国民新聞』明治29年1月1日)。
- (8) 酒田正敏前掲書では10月21日付大隈宛蘇峰書翰を例示して、このような提携工作は10月段階ではかなり進んでいたと指摘しており、『国民之友』が松方、大隈に肩入れする論評と合致する。松方辞職を契機に両グループ提携の工作は表面化していったのであろう。また、齋藤洋子「徳富蘇峰と大隈重信の交流一日清戦争前後を中心として」(早稲田大学日本地域文化研究所編『吉偏の歴史と文化』行人社、2006年)参照。